

警察署等の再編整備実施状況

令和8年4月
京都府警察本部

1 再編整備の実施状況

(1) 警察署

| 実施日 | 警察署 | 再編の内容 |
|---------------|------|--|
| 平成17年 4月1日 | 東山署 | <ul style="list-style-type: none"> 松原署を東山署に名称変更した。 松原署が管轄していた山科区の地域を山科署の管轄区域とした。 → 東山署の管轄区域を「東山区」とした。 |
| | 右京署 | <ul style="list-style-type: none"> 太秦署を右京署に名称変更した。 太秦署が管轄していた北区の地域を上鴨署の管轄区域とした。 |
| | 西京署 | <ul style="list-style-type: none"> 桂署を西京署に名称変更した。 向日町署が管轄していた西京区の地域を西京署の管轄区域とした。 → 西京署の管轄区域を「西京区」とした。 |
| | 舞鶴署 | <ul style="list-style-type: none"> 舞鶴西署を舞鶴署に名称変更した。 舞鶴東署を廃止した。 → 舞鶴署の管轄区域を「舞鶴市」とした。 |
| | 京丹後署 | <ul style="list-style-type: none"> 峰山署を京丹後署に名称変更した。 網野署、久美浜署を廃止し、大型交番を設置した。 → 京丹後署の管轄区域を「京丹後市」とした。 |
| 平成18年 4月1日 | 右京署 | <ul style="list-style-type: none"> 京北署を廃止し、大型交番を設置した。 亀岡署が管轄していた右京区の地域を右京署の管轄区域とした。 → 右京署の管轄区域を「右京区」とした。 |
| | 南署 | <ul style="list-style-type: none"> 九条署を南署に名称変更した。 七条署、向日町署が管轄していた南区の地域を南署の、九条署が管轄していた下京区の地域を七条署の、伏見区の地域を伏見署の管轄区域とした。 → 南署の管轄区域を「南区」とした。 |
| | 宇治署 | <ul style="list-style-type: none"> 宇治署が管轄していた伏見区の地域、八幡市の飛び地の地域を伏見署の、八幡市の地域（飛び地を除く）を八幡署の管轄区域とした。 → 宇治署の管轄区域を「宇治市、久世郡」とした。 |
| | 八幡署 | <ul style="list-style-type: none"> 伏見署、宇治署が管轄していた八幡市の地域（飛び地を除く）を八幡署の管轄区域とした。 → 八幡署の管轄区域を「八幡市（伏見署及び田辺署の管轄区域を除く）」とした。 |
| | 南丹署 | <ul style="list-style-type: none"> 園部署を南丹署に名称変更した。 → 南丹署の管轄区域を「南丹市、船井郡」とした。 |
| | 上京署 | <ul style="list-style-type: none"> 西陣署を上京署に名称変更した。 中立売署を廃止した。 中立売署、堀川署が管轄していた上京区の地域を上京署の、中立売署が管轄していた中京区の地域を五条署の、西陣署が管轄していた中京区の地域を堀川署の管轄区域とし |

| | | |
|---------------|-------|--|
| 平成19年 4月1日 | | た。 → 上京署の管轄区域を「上京区」とした。 |
| | 北 署 | <ul style="list-style-type: none"> 上鴨署を北署に名称変更した。 中立売署、西陣署、下鴨署が管轄していた北区の地域を北署の、上鴨署が管轄していた左京区的地域を下鴨署の管轄区域とした。 → 北署の管轄区域を「北区」とした。 |
| 平成24年 4月1日 | 中 京 署 | <ul style="list-style-type: none"> 中京署を新設した。 堀川署、五条署が管轄していた中京区的地域を中京署の管轄区域とした。 → 中京署の管轄区域を「中京区」とした。 |
| | 下 京 署 | <ul style="list-style-type: none"> 五条署を下京署に名称変更した。 堀川署、七条署を廃止した。 堀川署、七条署が管轄していた下京区的地域を下京署の管轄区域とし、堀川署、五条署が管轄していた中京区的地域を中京署の管轄区域とした。 → 下京署の管轄区域を「下京区」とした。 |
| 令和8年 3月16日 | 左 京 署 | <ul style="list-style-type: none"> 下鴨署を左京署に名称変更した。 川端署を廃止した。 川端署が管轄する左京区的地域を左京署の管轄区域とした。 → 左京署の管轄区域を「左京区」とした。 |

(2) 交番・駐在所

| 実施日 | 警察署 | 再編の内容 |
|---------------|-------|--|
| 平成19年 4月1日 | 川 端 署 | <ul style="list-style-type: none"> 鹿ヶ谷交番を南禅寺交番へ統合した。 |
| | 上 京 署 | <ul style="list-style-type: none"> 荒神口交番(旧中立売署)を出町交番(同)へ統合した。 |
| | 堀 川 署 | <ul style="list-style-type: none"> 紙屋川交番(旧西陣署)を佐井交番へ統合した。 |
| | 七 条 署 | <ul style="list-style-type: none"> 五条小橋交番を東洞院六条交番へ統合した。 |
| | 伏 見 署 | <ul style="list-style-type: none"> 稲荷交番を砂川交番へ統合した。 |
| | 右 京 署 | <ul style="list-style-type: none"> 太秦安井交番を花園交番へ統合した。(花園安井交番に名称変更) 御室交番を福王子交番へ統合した。 |
| | 南 署 | <ul style="list-style-type: none"> 吉祥院交番を唐橋交番へ統合した。 十条交番を下殿田交番へ統合した。 |
| | 北 署 | <ul style="list-style-type: none"> 大將軍交番(旧西陣署)を小松原交番(同)へ統合した。 |
| | 城 陽 署 | <ul style="list-style-type: none"> 城陽市寺田地域へ寺田交番を新設した。 |
| | 田 辺 署 | <ul style="list-style-type: none"> 大住交番を駐在所に機能転換した。 |
| | 亀 岡 署 | <ul style="list-style-type: none"> 旭駐在所を馬路駐在所へ統合した。 |
| | 右 京 署 | <ul style="list-style-type: none"> 釈迦堂前交番を嵐山交番へ統合した。(嵯峨嵐山交番に名称変更) |

| | | |
|----------------|------|---|
| 平成20年 3月17日 | | ・ 山ノ内交番を太秦学区へ移転した。(太秦交番に名称変更) |
| | 宇治署 | ・ 宇治市六地藏地域へ六地藏交番を新設した。 |
| 平成20年 4月1日 | 南署 | ・ 西ノ内交番を祥栄学区へ移転した。(祥栄交番に名称変更) |
| | 亀岡署 | ・ 亀岡市大井町地域へ並河駅前交番を新設した。 |
| 平成21年 4月1日 | 五条署 | ・ 木屋町地域へ木屋町警備派出所を新設した。 |
| | 伏見署 | ・ 淀南部地域へ淀南交番を新設した。 |
| | 八幡署 | ・ 八幡市美濃山地域へ美濃山交番を新設した。 |
| | 南丹署 | ・ 南丹市園部地域へ園部駅前交番を新設した。 |
| 平成22年 4月1日 | 下鴨署 | ・ 静市交番を駐在型交番に機能転換した。 |
| | 木津署 | ・ 木津川市(旧木津町南部地域)へ木津南交番を新設した。 |
| | 京丹後署 | ・ 京丹後市峰山地域に峰山交番を新設し、新治駐在所、荒山駐在所を同交番へ統合した。 |
| 平成23年 4月1日 | 宇治署 | ・ 宇治市広野町地域へ広野交番を新設した。 |
| | 木津署 | ・ 狛田駐在所を祝園交番へ統合した。 |
| 平成23年 7月1日 | 山科署 | ・ 山科区西部地域へ百々交番を新設した。 |
| 平成24年 4月1日 | 中京署 | ・ 中京区南西地域へ御前松原交番を新設した。 |
| | 下京署 | ・ 島原交番(旧七条署)を中堂寺交番(旧堀川署)へ統合した。 |
| | 伏見署 | ・ 横大路地域へ横大路交番を新設した。 |
| 平成25年 4月30日 | 八幡署 | ・ 八幡市八幡地域へ八幡市駅前交番を新設した。 |
| 平成26年 4月1日 | 向日町署 | ・ 羽東師地域へ羽東師交番を新設した。 ・ 円明寺交番を長岡京市南部地域へ移転した。(西山天王山交番に名称変更) |
| 平成27年 4月1日 | 西京署 | ・ 西京区桂西部地域へ桂西口交番を新設した。 |
| 平成30年 4月1日 | 東山署 | ・ 大和大路交番を警備派出所に機能転換し、祇園交番を大型化した。 |
| 平成31年 3月1日 | 伏見署 | ・ 下板橋交番を住吉学区へ移転した。(住吉交番に名称変更) |
| 令和8年 3月16日 | 左京署 | ・ 北白川交番(旧下鴨署)を銀閣寺交番(旧川端署)へ統合した。 |

2 今後の再編整備

| 実施日 | 警察署 | 再編の内容 |
|-------------|------|--|
| 令和8年度 以降 | 山科署 | <ul style="list-style-type: none">山科署が管轄する伏見区の地域を伏見署の管轄区域とする。 → 山科署の管轄区域を「山科区」とする。 |
| | 伏見署 | <ul style="list-style-type: none">山科署、向日町署が管轄する伏見区の地域を伏見署の管轄区域とする。伏見区東部地域への大型交番設置の検討 → 伏見署の管轄区域を「伏見区」とする。 |
| | 向日町署 | <ul style="list-style-type: none">向日町署が管轄する伏見区の地域を伏見署の管轄区域とする。 → 向日町署の管轄区域を「向日市、長岡京市、乙訓郡」とする。 |